







避難情報が新しく改定されたと聞きましたが、具体的な改定内容について教 えてください。



以下の図のように変わりました。

警戒レベルは全部で5段階あります。

「警戒レベル1」は、気象庁が発表するものです。

「警戒レベル3」以上は市町村が発令するものです。

旧避難情報の「警戒レベル3」は「避難準備・高齢者等避難開始」。「警戒レベル4」は「避難勧告・避難指示(緊急)」からなっていました。旧避難情報は「レベル3」、「レベル4」ともそれぞれ2段階ありました。これが分かりづらく、混乱を招く原因となり、避難せずに被災する人が続出してしまいました。今回の改訂では、これをシンプルに分かりやすくしました。「レベル3」は「高齢者等避難」、「レベル4」は「避難指示」になりました。もし「レベル4」が発令されたら、「すぐに全員避難」することになります。従来の、避難準備、避難勧告は廃止され、より行動に結びつけやすくなりました

警戒レベル		
5		
4		
3		
2		
1		

新避難情報		旧避難情報
緊急安全確保	<b>4</b>	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
避難指示	<b>4</b>	避難指示(緊急) 避難勧告
高齢者等避難	<b>4</b>	避難準備• 高齢者等避難開始
大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	<b>—</b>	大雨·洪水·高潮注意報 (気象庁)
早期注意情報 (気象庁)	<b>—</b>	早期注意情報 (気象庁)







避難情報が発令されたときに避難レベルごとに避難行動はどのようにしたら よいのでしょうか?



「警戒レベル3」高齢者等避難、「警戒レベル4」避難指示が発令されたら避 難行動は「立退き避難」です。「立退き避難」とは自宅・施設等にいては命 が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、災害から安全な場所に移 動することが「立退き避難」であり、「立退き避難」が避難行動の基本です。 避難先は

- ①指定緊急避難場所(災害の危険から身の安全を確保するために避難する場 所として市町村が指定した小中学校、公民館、高台・津波避難ビル・津波避 難タワー等。
- ②安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先



指定緊急避難場所



小中学校・公民館



親戚・知人宅







「警戒レベル5」なのに避難行動が遅れてしまった場合にはどんな避難行動を したらよいでしょうか?



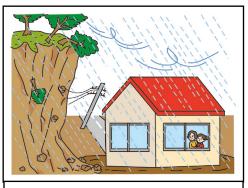
「「警戒レベル5」緊急安全確保を発令したのに「立退き避難」を行う必要があるのに適切なタイミングで避難をできなかった場合。急激に災害が切迫して避難することができなかった等により避難が遅れた場合。危険から身の安全を可能な限り確保するためにその時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等します。これが「緊急安全確保」です。



自宅の高い場所に移動



自宅の高い場所に移動



崖から離れた場所に移動



高い建物に移動









避難情報が発令されたときに屋内で安全を確保する方法を教えてください。



「警戒レベル3」高齢者等避難、「警戒レベル4」避難指示の発令時などに「立退き避難」が望ましいけど自宅・施設等においても上階への移動や高層階に留まること等により、計画的に身の安全を確保することが可能な場合があります。この行動が「屋内安全確保」です。





2階に移動や高層階に移動して屋内安全確保します

参考・引用・編集は

内閣府「防災情報のページ」より

http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3\_hinanjouhou\_guideline/